

再生資源分別回収報奨金

再生資源分別回収報奨金は、ごみの発生を抑制するとともに有限な資源の有効利用を図るため、再生資源を分別・回収する団体に対し、村が予算の範囲内で支給するものです。

再生資源とは？

村内の家庭から出た次にあげる品目です。

- ①紙類 ②布類 ③びん類 ④空きかん類 ⑤乾電池、蛍光灯類
- ⑥紙パック類 ⑦ペットボトル ⑧プラスチック製容器包装
- ⑨その他村長が認めたもの

報奨金額は？

回収した再生資源の重量に応じ、1kgにつき7円を支給します。
(紙パック・ペットボトル・プラスチック製容器包装は15円)

団体とは

報奨金の支給を受けることのできる団体は、自治会、子ども会、その他地域住民で組織された団体で、村への登録が必要となります。

お問い合わせ

東海村清掃センター 電話 029-282-7289

